

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十五号

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則

警察官の任用に関する規則（昭和三十年五月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第

一号又は第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

六 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）第九条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする

職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。